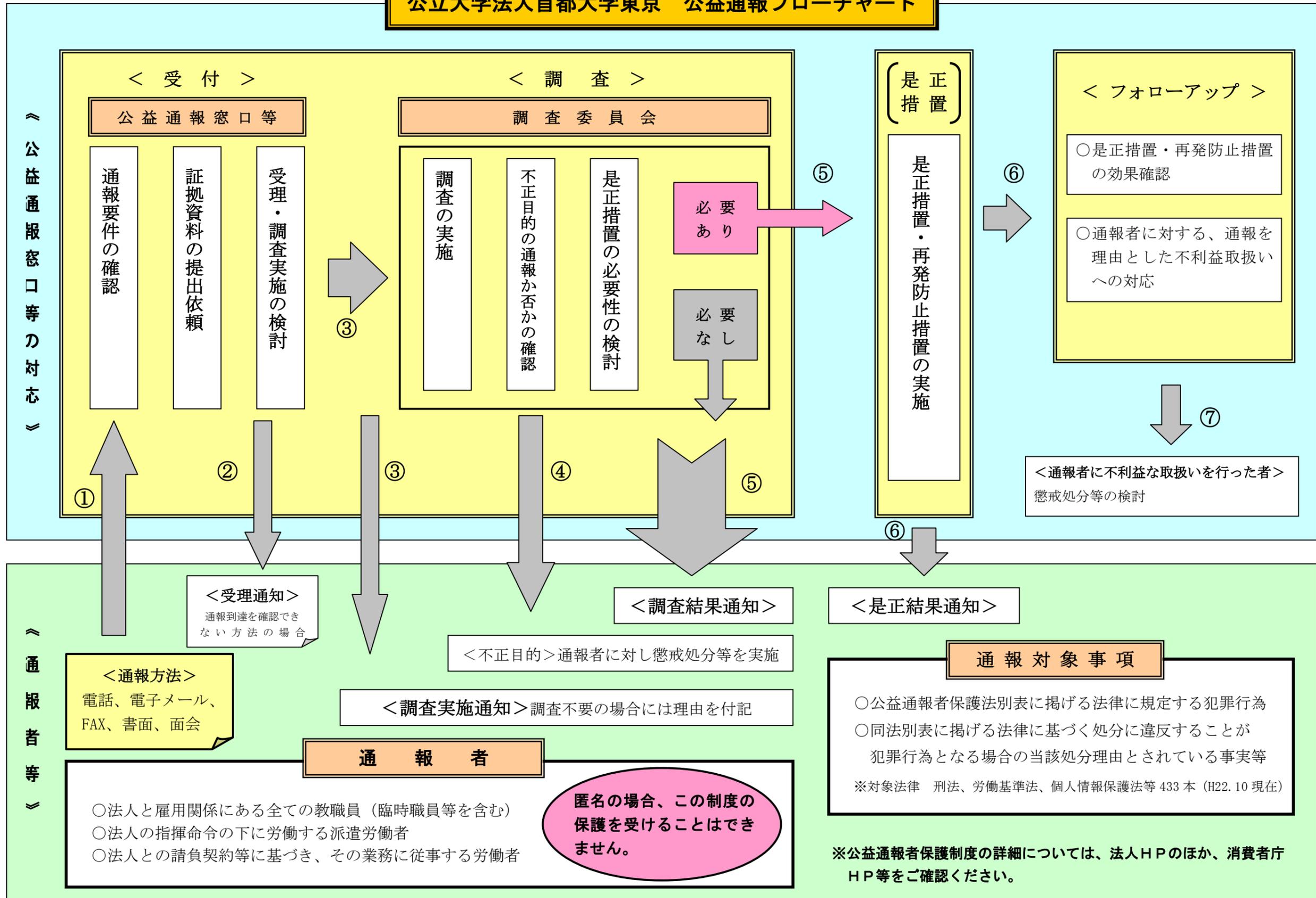


公立大学法人首都大学東京 公益通報フローチャート



《公益通報窓口等の対応》

《通報者等》

< 受付 >

公益通報窓口等

- 通報要件の確認
- 証拠資料の提出依頼
- 受理・調査実施の検討

< 調査 >

調査委員会

- 調査の実施
- 不正目的の通報か否かの確認
- 是正措置の必要性の検討

〔是正措置〕

是正措置・再発防止措置の実施

< フォローアップ >

- 是正措置・再発防止措置の効果確認
- 通報者に対する、通報を理由とした不利益取扱いへの対応

<通報者に不利益な取扱いを行った者>  
懲戒処分等の検討

<受理通知>  
通報到達を確認できない方法の場合

<調査結果通知>

<是正結果通知>

<通報方法>  
電話、電子メール、FAX、書面、面会

<不正目的>通報者に対し懲戒処分等を実施

<調査実施通知> 調査不要の場合には理由を付記

通報者

- 法人と雇用関係にある全ての教職員（臨時職員等を含む）
- 法人の指揮命令の下に労働する派遣労働者
- 法人との請負契約等に基づき、その業務に従事する労働者

匿名の場合、この制度の保護を受けることはできません。

通報対象事項

- 公益通報者保護法別表に掲げる法律に規定する犯罪行為
  - 同法別表に掲げる法律に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合の当該処分理由とされている事実等
- ※対象法律 刑法、労働基準法、個人情報保護法等 433 本（H22.10 現在）

※公益通報者保護制度の詳細については、法人HPのほか、消費者庁HP等をご確認ください。